

気候変動枠組条約第25回締約国会議 (COP25)

2020年1月17日

外務省 国際協力局 気候変動課

1990 2000 2010 2015 2020

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 採択 (1992)

UNFCCC 発効 (1994)

COP3 京都議定書採択 (1997)

京都議定書発効 (2005)

京都議定書第1約束期間 (2008-2012)

京都議定書第2約束期間 (2013-2020) ※我が国は参加せず

先進国に対して、法的拘束力ある数値目標の設定(途上国は削減義務なし)

京都議定書第2約束期間に参加しない先進国・途上国の2020年の削減目標・行動のルールを設定

COP16 カンクン合意 (2010)

2020年までの削減目標・行動を UNFCCC事務局に登録・実施 ※我が国は2005年度比3.8%減以上を登録

2015年のCOP21において2020年以降の全ての国が参加する新たな枠組みに合意。

COP17 ダーバン・プラットフォーム (2011)

COP21 パリ協定 (2015) ※2016年11月発効

COP24 (2018) パリ協定実施指針大部分を採択

COP25 (2019) 市場メカニズム実施指針採択至らず。

パリ協定本格運用 (2020 ~)

NDC提出

NDC提出・更新

気候変動枠組条約第25回締約国会議 (COP25)

日程・場所

- 令和元年12月2日～15日 スペイン・マドリード ※予定より、過去最長の2日延長された
- 12月2日（月）から9日（月）までは補助機関会合(SB)における事務レベルの交渉を実施。
- 12月10日（火）から平行して、議長国スペインの下で、閣僚級の非公式協議を実施。

国際交渉

- パリ協定の実施ルールのうち、昨年のCOPで先送りされた部分（市場メカニズム）については交渉は合意に至らず。交渉をCOP 26に継続。
- 温室効果ガスの削減目標の上乗せについて議論され、パリ協定の範囲内で、野心的な気候変動対策を促す文言が盛り込まれた。

日本の取組の発信

- 日本の温室効果ガス5年連続削減で11.8%減、これはG7では日英のみ
- 2050年までのネットゼロを宣言した自治体が28自治体（4500万人、カリフォルニア州を上回りスペインに迫る）
- 経団連の「チャレンジ・ゼロ」、TCFD賛同企業数1位、SBT設定企業数2位、RE100加盟企業数3位
- フルオロカーボン排出抑制に向けた日本発のイニシアティブ
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンのG20以外への共有
- 緑の気候基金（GCF）への新規追加拠出を含めた我が国の貢献



シュミット・チリ環境大臣
(COP25議長)



ステートメントの発表



交渉の様子

COP25の主な成果

市場メカニズム

- COP24において合意に至らなかった、パリ協定6条(市場メカニズム)の実施指針を議論。
- 一定程度の進展はあったものの合意に至らず、COP26における採択に向けて継続検討となった。
※我が国は、事務レベル・閣僚級の交渉の双方で議論に大きく貢献

野心

- 温室効果ガスの削減目標（NDC）の2020年の通報・更新に向けて、気候変動対策の「野心」引き上げについて議論。
- 排出量の多い途上国が強く反対し、逆に2020年以前の先進国の取組（Pre2020）が不十分である点を強調すべく二年間の作業計画の策定を強く主張。最終的には、既存の合意の範囲内で対策を促す文言が決定文書(Chile Madrid Time for Action)に盛り込まれた。

資金

- COPの長期資金議題の2021年(COP27)以降の継続については、COP26で継続審議。
- 適応基金理事会のメンバーシップ構成についても今後再検討。

ロス&ダメージ

- ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害）について議論。
- 途上国はロス&ダメージに対する支援拡大を追求。結果的に既存の適応の枠組みの中で支援を行うこととしつつ、新たな専門家グループや、技術支援を加速するための「サンティアゴ・ネットワーク」の設置等が決定された。

ジェンダー

- リマ・ワークプログラムとジェンダー・アクションプランが改定され、2020年～2025年の5年間を実施期間として具体的な対策に合意。
- 決定された5つの優先分野のもと、女性のUNFCCCプロセス参加の促進や、ジェンダーと気候変動に関する知見の共有等が進められる予定。

気候資金①

1. COP25における資金関連議題

長期資金

<背景>

- COP15のコペンハーゲン合意で、先進国は2020年時点で年間1000億ドルの気候資金支援（いわゆる長期資金）を途上国に対して行うことになっている。同合意は、パリ協定成立の礎の一つとなっている。
- COP19決定に基づきCOPの場で長期資金について議論しているが、2020年（COP26）で終了することとなっている。
- 2020年以降は、パリ協定締約国会合（CMA）の場で2025年以降の長期資金について議論することになっている。

<結果>

- 途上国はCMAのみならず、COPでも長期資金議題を継続することを主張。先進国はCMAのみでの議論を主張。結果、合意に至らなかったため、COP26の場で改めて議論されることとなった。

条約・パリ協定下の資金メカニズム

<背景>

- 緑の気候基金（GCF）・地球環境ファシリティ（GEF）の2基金は、気候変動枠組条約・パリ協定を実施するための資金メカニズムとして位置付けられていることから、COPは毎年、これら基金の活動についての指示書（ガイダンス）を作成している。

<結果>

- GCFについては、途上国がロス&ダメージへのGCFによる支援を主張。議論の結果、既存の適応支援の枠組みの中で引き続き実施することで合意され、その旨ガイダンスに記載された。
- GEFについては、途上国がGEFの第7次増資における気候変動分野への支援が減少したことを懸念し、次期増資における支援引き上げを主張したが、次期増資の開始が2年以上先であることもあり、ガイダンスには明記されなかった。

適応基金

<背景>

- 適応基金は元来、京都議定書傘下であったが、パリ協定傘下とするための具体的な手続きについて検討することが要請されていた。
- 一部先進国は、適応基金理事会の構成が途上国寄り（全16名のうち12名が途上国）であることを懸念し、是正を求めた。

<結果>

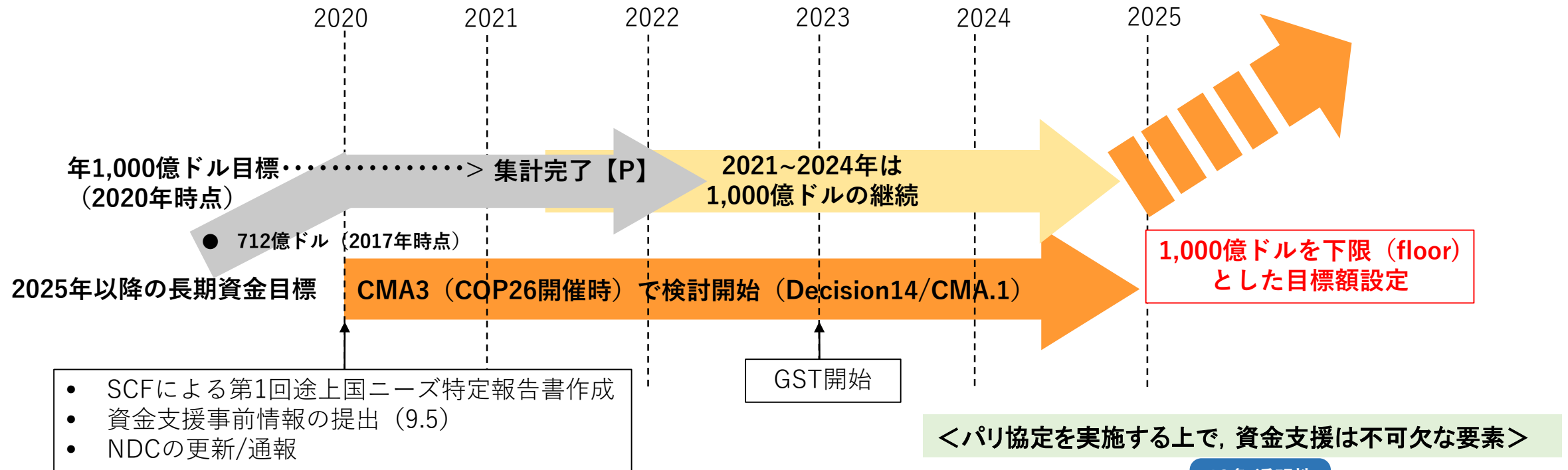
- 適応基金をパリ協定傘下とするための手続きについて合意。適応基金理事会の構成については合意に至らず、継続審議されることとなった。

気候資金②

2. 2020年以降における資金に関する論点

長期資金

- 2020年の1,000億ドル目標の達成状況について議論が行われることが予想される。
- COP26では、2025年以降の長期資金目標についての議論が開始。本年のNDC更新/通報、2023年のグローバル・ストütteイク (GST)実施といったパリ協定上の各種イベントも踏まえつつ、議論される予定。
- また、途上国の気候変動対策におけるニーズや、民間投資の動員のあり方についても議論が及ぶことが想定される。



パリ協定実施に伴う資金需要の高まり

- 2020年はパリ協定の実施開始年。
 - 途上国でのパリ協定実施において、資金支援は不可欠な要素。
 - 協定実施に伴い、今後、個別の対策についての資金支援の要請が高まる可能性。どう対応していくかが鍵。



次回COP26に向けて

気候変動交渉関連日程

- SB52：2020年6月1日～11日(予定) ドイツ・ボン
- COP26：2020年11月9日～20日 (予定) 英国・グラスゴー

※その他、気候変動に関する非公式会合として、「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合（日伯非公式会合）、ペータースベルク気候対話、カナダ・EU・中国主催閣僚会合（MOCA）国連気候変動枠組条約締約国会議 閣僚級非公式準備会合（プレCOP）等が毎年開催されている。

今後の主張な論点

- パリ協定第6条，市場メカニズムの実施指針
 - パリ協定13条，透明性枠組み(パリ協定の締約国における報告制度)の報告表
 - 長期資金目標
 - 気候変動対策の「野心」
- 等